

第423回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年12月25日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 14人

1 番 井上隆市委員

2 番 江口勘四郎委員

3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員

6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員

8 番 富田憲一委員

9 番 山川光照委員

~~10番 奈良崎洋一委員~~

11番 長沼健司委員

12番 松田陽一委員

13番 鈴木萬四郎委員

14番 後藤敏秀委員

15番 原田広幸委員

16番 木村辰也委員

出席推進委員 10人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、
稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員 10番 奈良崎洋一委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第488回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程9 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程10 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

~~事務局長 伊藤智彦~~、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、12月14日に告示になりました、第423回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります、係長より報告いたします。係長。
係長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年12月14日、上山市農業委員会告示第13号により、令和5年12月25日、第423回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和5年12月18日付け農委第304号をもって、第423回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配布について、第423回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。 第4、総会出欠席委員数について、委員定数15人、現在出席委員14人となっております。なお、10番、奈良崎洋一委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が10人出席しております。以上で報告を終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、井上隆市委員、14番、後藤敏秀委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、係長より提案理由の説明をいたします。係長。
係長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は金谷在住の〇〇氏、無職、譲受人は榎下在住の〇〇氏、農業で両者は親子であります。榎下地内の田畑6筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可で

	あることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、長沼健司委員。
長沼委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。12月23日に〇〇氏と現地で会って話を聞いてきました。楢下新田の田になっている所はこれまで通り水稻栽培するとのことです。明神前の道路に面している所は、さくらんぼの木を伐採し草刈りだけをしており、奥の方に5本ほど残っているさくらんぼの木は栽培するそうです。上新田の1013の地番の所は、以前はさくらんぼを作っていたそうですが、伐採伐根をし、自己保全的な管理となっておりました。残りの上河原の所は、現在は野菜作りをしているそうです。許可相当と思われますので、なおご審議のほどよろしく願います。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について係長より提案理由の説明をいたします。係長。
係長	賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。貸し人は、小穴在住の〇〇氏、農業、借り人は小穴在住の〇〇氏、農業であります。小穴地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号に

	は該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。12月19日に小穴の〇〇氏と会い、現地確認をしてきました。この土地の内、一部は以前より〇〇氏が借りておりましたが、以前より全部借りれないかとの申し出があり今回に至ったものです。シャインマスカットを今後とも植栽したいとのことです。許可要件を満たしているため許可相当と思われますので、よろしくご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については係長より説明いたします。係長。
係長	議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。事前に送付している1件及び本日追加で議案書を配布した1件、計2件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は相模原市在住の〇〇氏、無職、譲受人は山形市に事務所を有する〇〇株式会社であります。譲受人は、贈答用ぶどうを販売しており、申請地の隣接宅地の既存建物を作業場に改修するにあたり、雪捨て場に転用するものです。土地の所在、面積等

の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について係長より提案理由の説明をいたします。係長。

係長

整理番号2について説明いたしますので、本日配布した追加議案書の3－1ページをお開きください。3－3ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。

整理番号2について説明いたします。譲渡人は藤吾在住の〇〇氏、農業、ほか23人、譲受人は〇〇であります。赤坂、川口及び藤吾地内の田畑54筆について「上山市農村地域への産業の導入に関する実施計画書」に基づく産業団地整備のため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程５、議第３号、第４８８回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。提案理由については係長より説明いたします。係長。
係長	議第３号、第４８８回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は三上在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は三上在住の〇〇氏でございます。三上地内の畑３筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程６、報告第１号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。
係長	報告第１号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の５ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は、松山二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は松山二丁目在住の〇〇氏、公務員です。松山二丁目地内の畑１筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 7、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。
係長	報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。6 件の届出がございました。 整理番号 1 及び 2 は関連がありますので、一括して説明いたします。山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は榑下在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。榑下地内の田 3 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 3 について係長より報告いたします。係長。
係長	整理番号 3 について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農地法第 3 条の賃貸借の設定に伴い、小穴地内の畑 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 4 及び 5 は関連がありますので、係長より一括して報告いたします。係長。

係長	整理番号4及び5について説明いたします。山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は仙台市若林区在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。三上地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号6について係長より報告いたします。係長。
係長	整理番号6について説明いたします。貸し人は十日町在住の〇〇氏、借り人は東京都調布市在住の〇〇氏であります。石崎二丁目地内の田畑3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程8、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。
係長	報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。3件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1及び3については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。

議長	日程 9、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。
係長	報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 9 ページをお開きください。2 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。貸し人は藤吾在住の〇〇氏、借り人は河崎二丁目在住の〇〇氏で両者は親子であります。先ほど議決いただきました農地法第 5 条の規定による許可申請に伴い、川口地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について係長より報告いたします。係長。
係長	整理番号 2 について説明いたします。貸し人は川口在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏で両者は親子であります。先ほど議決いただきました農地法第 5 条の規定による許可申請に伴い、川口地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 10、報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。
係長	報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 10 ページをお開きください。2 件の申請がございました。 整理番号 1 について説明いたします。申請人は米沢市在住の〇〇氏であります。金生一丁目地内の畑 1 筆について申請があったものです。昭和 44 年 11 月 26 日付けで転用許可を得た後、物置を建築し宅地として利用

	していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について係長より報告いたします。係長。
係長	整理番号２について説明いたします。申請人は長清水二丁目在住の〇〇氏であります。川口地内の田２筆について申請があったものです。昭和４７年２月１４日及び昭和４７年６月２９日付けで転用許可を得た後、事務所を建築し宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。なお、現在事務所は取り壊され、原野化しています。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後１時５８分)

議事録署名委員

議事録署名委員